

【17歳以下の入校者用】

未成年者が本校に入校し教習を受講する為に行う契約は、法定代理人として親権者(保護者)の同意が必要です。(民法第5条第1項)

17歳以下の入校希望者が申し込みをされる場合、親権者(保護者)の同意が必要である為、同意書を提出して頂きます。

親権者(保護者)の同意書

普天間自動車学校 管理者 殿

私は、_____が貴校に教習生として入校し、自動車教習を受講することに親権者(保護者)として同意いたします。

年 月 日

親権者(保護者)氏名_____印

連絡先電話番号()

親権者(保護者)の方へ同意確認をお取りする為、普天間自動車学校よりご連絡します。 普天間自動車学校 098-935-3355(代)

年 月 日に連絡し確認済み 連絡職員:_____